

# 福岡県公報

令和元年12月27日  
第 67 号

## 目次

### 告 示 (第535号 - 第546号)

- 高潮浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の  
継続時間 (港湾課) …………… 2
- 高潮浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の  
継続時間 (港湾課) …………… 2
- 建築士法の規定により知事が定める受験資格 (建築指導課) …………… 2
- 建築士法の規定により知事が定める免許登録要件 (建築指導課) …………… 3
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 5
- 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 7

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 8
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (情報政策課) …………… 8
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) …………… 8
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等  
(中小企業振興課) …………… 8
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

- (中小企業振興課) …………… 9
- 落札者等の公示 (情報政策課) …………… 9
- 平成30年度福岡県情報公開条例及び福岡県個人情報保護条例の運用  
状況 (県民情報広報課) …………… 10
- 特定危険薬物の指定の失効 (薬 務 課) …………… 40
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (建築指導課) …………… 40
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (建築指導課) …………… 40
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 40
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (農村森林整備課) …………… 41
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 41

### 教育委員会

- 福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことが  
できる個人情報及び開示の方法の一部を改正する告示  
(教育庁総務企画課) …………… 41

### 公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の  
開催 (警察本部生活保安課) …………… 42
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の  
開催 (警察本部生活保安課) …………… 42
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) …………… 43

### 海区漁業調整委員会

- 一本釣りに使用する集魚灯の制限 (漁業管理課) …………… 43

### 雑 報

- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) …………… 44
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) …………… 44
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) …………… 45
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) …………… 45
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) …………… 45
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) …………… 46

定期発行日 毎週火金曜日  
 〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号  
 福岡県印刷 総務部行政経営企画課 株式会社 野久

○西日本宝くじの発売	(財 政 課) ……………46
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) ……………47
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) ……………47
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) ……………47
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) ……………48
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) ……………48
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) ……………49
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) ……………49
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) ……………49
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) ……………50
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) ……………50
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) ……………51

**告 示**

**福岡県告示第535号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3第1項の規定に基づく豊前豊後沿岸に係る高潮浸水想定区域の指定について、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部港湾課、京築県土整備事務所及び同行橋支所、北九州県土整備事務所、苅田港務所並びに北九州市役所、行橋市役所、豊前市役所、苅田町役場、みやこ町役場、吉富町役場、上毛町役場及び築上町役場に備え置いて閲覧に供する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小 川 洋

**福岡県告示第536号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3第1項の規定に基づく有明海沿岸に係る高潮浸水想定区域の指定について、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部港湾課、久留米県土整備事務所、南筑後県土整備事務所及び同柳川支所、八女県土整備事務所並びに大牟田市役所、久留米市役所、柳川市役所、筑後市役所、大川市役所、小郡市役所、みやま市役所、大刀洗町役場及び大木町役場に備え置いて閲覧に供する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小 川 洋

**福岡県告示第537号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第2号の規定に基づき、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

建築士法の規定により知事が定める受験資格（平成21年1月福岡県告示第169号）は、令和2年2月29日限り廃止する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小 川 洋

建築士法の規定により知事が定める受験資格

1 次の表の（い）欄に掲げる学校において、同表（ろ）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（は）欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。	0年
学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	1年

（注）（ろ）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大

学校にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

2 次の表の（い）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表（ろ）欄に掲げる年数以上で、同表（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（に）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）	（に）
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	2年

（注）（は）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の（い）欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表（ろ）欄に掲げる年数以上で、同表（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（に）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）	（に）
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。	0年
	2年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	2年

（注）（は）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築設備士
- 5 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日前に昭和47年福岡県告示第367号第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに掲げる課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業した者
- 6 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

**福岡県告示第538号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第4項第3号の規定に基づき、同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小川 洋

建築士法の規定により知事が定める免許登録要件

- 1 次の表の（い）欄に掲げる学校において、同表（ろ）欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては修了）した後、それぞれの区分に応じ、同表（は）欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）
学校教育法による大学又は高等専門学校	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。	0年
	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	3年

（注）（ろ）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規

定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

- 2 次の表の（い）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表（ろ）欄に掲げる年数以上で、同表（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（に）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）	（に）
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	2年	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。	0年
		令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	4年

（注）（は）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表の（い）欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練

において、修業年限が同表（ろ）欄に掲げる年数以上で、同表（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（に）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。	2年
	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	4年

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築設備士
- 5 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日（以下「平成18年改正法施行日」という。）前に昭和47年福岡県告示第367号第1号から第5号まで及び第8号から第12号まで（以下この号において「昭和47年告示第1号等」という。）に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ昭和47年告示第1号等に定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成18年改正法施行日以後に平成18年改正法施行日前の建築に関する実務の経験年数と平成18年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞ

れ昭和47年告示第1号等に定める年数以上有することとなるもの

- 6 平成18年改正法施行日前から引き続き昭和47年福岡県告示第367号第1号から第5号まで又は第8号（以下この号において「昭和47年告示第1号等」という。）に掲げる課程に存学する者で、平成18年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ昭和47年告示第1号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの
- 7 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

#### 福岡県告示第539号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
- 平成3年8月21日農林水産省告示第1069号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第540号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業

要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成5年11月2日農林水産省告示第1275号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第541号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川横瀬字ウド558の1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

- 3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第542号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成5年4月13日農林水産省告示第386号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

朝倉	県道	八香女春線	前	朝倉市杷木池田84番2先 から 朝倉市杷木林田284番3 先まで	9.0 ～ 35.0	125.2
			前	朝倉市杷木池田84番2先 から 朝倉市杷木林田284番3 先まで	5.7 ～ 22.3	127.5
			後	朝倉市杷木池田84番1先 から 朝倉市杷木林田144番1 先まで	9.0 ～ 35.0	125.2
			後	朝倉市杷木池田84番1先 から 朝倉市杷木林田144番1 先まで	5.7 ～ 22.3	127.5

## 福岡県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年1月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八香女春線	朝倉市杷木池田84番1先から 朝倉市杷木林田144番1先まで

## 福岡県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	芹田石丸線	前	宮若市芹田37番9先から 宮若市芹田103番1先ま で	5.7 ～ 25.0	420.4
			後	宮若市芹田37番9先から 宮若市芹田103番1先ま で	5.7 ～ 25.0	420.4
			後	宮若市芹田24番17先から 宮若市芹田103番1先ま で	7.0 ～ 53.3	498.8

## 福岡県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	福岡直方線	前	宮若市芹田25番3先から 宮若市長井鶴847番25先 まで	7.3 ～ 38.2	203.4
			後	宮若市芹田25番3先から 宮若市長井鶴847番25先 まで	7.3 ～ 38.2	203.4

			後	宮若市芹田25番3先から 宮若市長井鶴847番25先 まで	9.6 ～ 38.2	210.3
--	--	--	---	-------------------------------------	------------------	-------

## 公 告

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市新田字前川454番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
那珂川市松木一丁目10番地（コーポ宮内201号）  
本川 慎一、本川 英子

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年福岡県規則第45号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部情報政策課に備え置きます。

令和元年12月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）一部改正を踏まえ、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37

条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

### 2 規則の公布日

令和元年12月24日

### 公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小 川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北九州市	平成29年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	沼緑町五丁目外	令和元年12月16日
北九州市	平成29年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	沼緑町四丁目外	令和元年12月16日
北九州市	平成29年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	大字本城の一部	令和元年12月16日
大川市	平成25年度から令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	津の一部	令和元年12月16日
大川市	平成25年度から令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	一木の一部	令和元年12月16日

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ニトリ福岡志免店

(2) 所在地 糟屋郡志免町別府北三丁目580番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

- ・交通渋滞緩和のため、図面3-1(建物配置図兼1階平面図)に示しのある出入口のポストコーンは要設置すること。
- ・交通渋滞にも繋がる出入口付近の混雑を避けるため、駐車場内での対応については十分に協議すること。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マルキョウ柳川店

(2) 所在地 柳川市下宮永町中の古賀154番1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

- ・特になし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

- ・特になし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・当該地から排出される事業系一般廃棄物については、ごみの減量化、再資源化を行い、焼却する廃棄物の減量に努めてください。

・ごみ減量化のため、レジ袋の廃止または有料化、また、紙おしぼり、割りばし、プラスチックスプーン等の有料化に向けた検討をお願いします。

(4) 防災・防犯対策への協力

- ・災害時の物資提供等に係る協定締結の検討をお願いします。
- ・一時避難所としての場の提供をお願いします。
- ・防犯カメラ設置をお願いします。(駐車場から道路方向)

(5) 騒音の発生に係る事項

- ・駐車場より発生する騒音に留意してください。
- ・近隣住民等より公害に関する苦情の申し立て等があった場合には、迅速かつ誠実に対応してください。
- ・特定施設の設置、または特定建設作業を実施する場合は、市へ届出を行い、規制基準を遵守してください。

・浄化槽の新設並びに既存浄化槽に変更等が生じた場合は、事前協議書を提出してください。

(6) 廃棄物に係る事項等

・当該地から排出される事業系一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に基づき自己処理(柳川市の許可業者への委託を含む)等を行い、家庭系ごみとしての排出はしないでください。

(7) 街並みづくり等への配慮等

・景観法及び柳川市景観条例を遵守するとともに、良好な景観の形成に努めること。

(8) その他

- ・特になし

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
ホームページ作成システムに係るソフトウェア等賃貸借 72か月
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県企画・地域振興部情報政策課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年10月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
株式会社 J E C C
  - (2) 住所  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
35,845,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和元年9月17日

---

**公告**

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条及び福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第68条の規定に基づき、平成30年度における福岡県情報公開条例及び福岡県個人情報保護条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小川 洋

## 第1 福岡県情報公開条例の運用状況

### 1 公文書の開示の状況

#### (1) 開示請求の状況

平成30年度の公文書の開示請求件数は1,770件となっています(図1)。これを開示請求者別に見ると、県内の法人その他の団体が973件、県内に住所を有する個人が499件等となっています(図2)。

また、実施機関別に見ると、知事1,492件、警察本部長109件、教育委員会64件、公社55件等となっています(表1)。

なお、知事では、最も開示請求の件数の多かったのは県土整備部の453件、次いで保健医療介護部の254件、農林水産部の220件の順となっており、この3部で知事全体の約62.1パーセントを占めています(図3)。

図1 開示請求件数(平成26～30年度)

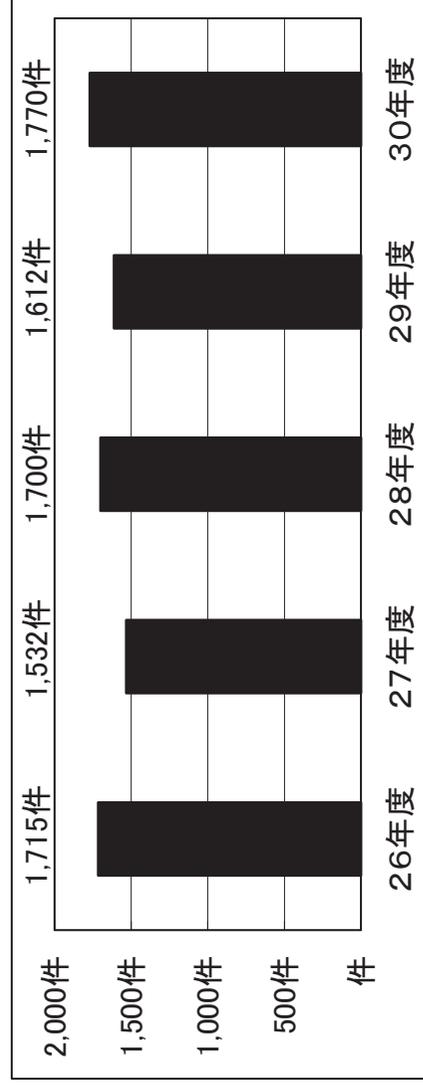


図2 開示請求者別内訳

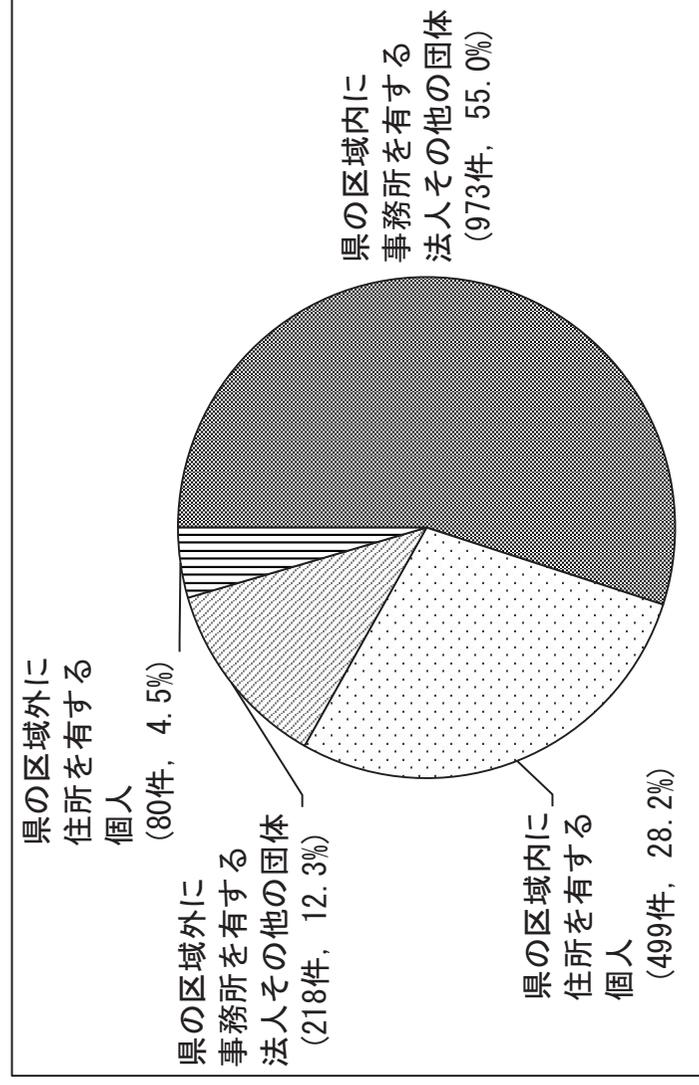
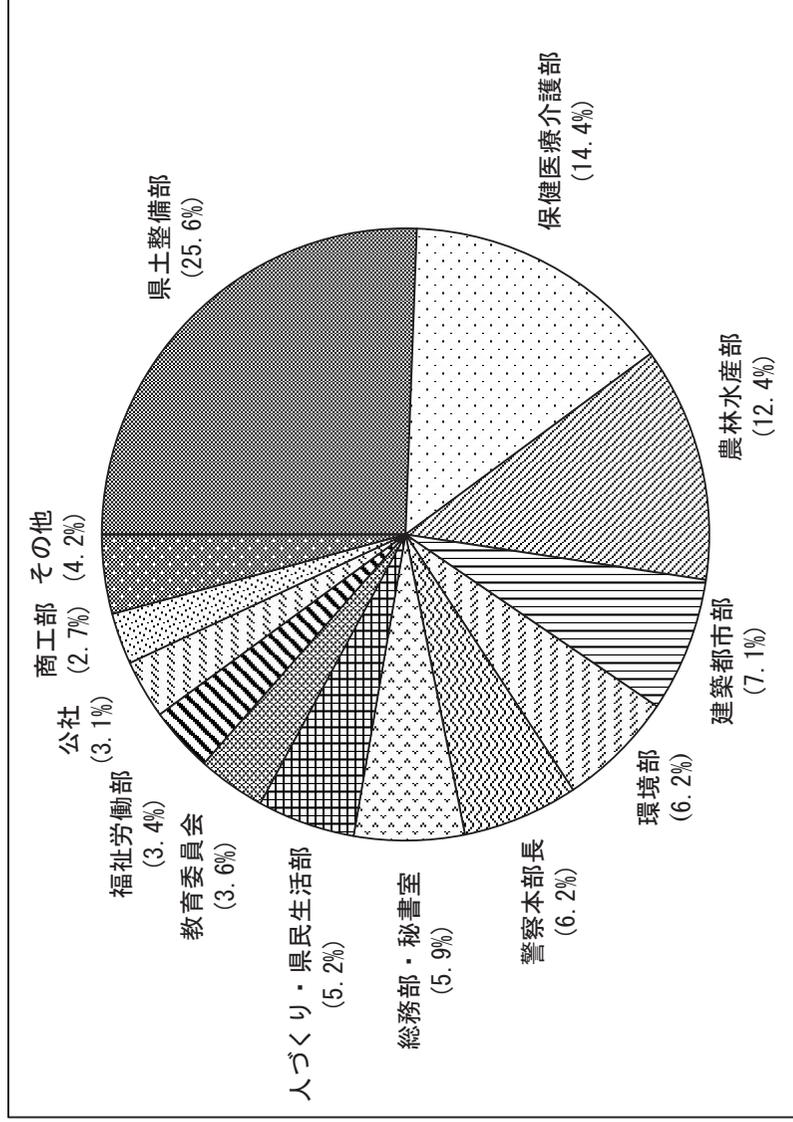


表1 実施機関別開示請求状況

実施機関	請求件数	開示請求の主な内容
総務部、秘書室	104	・工事等に係る金入り設計書
企画・地域振興部	22	・医療法人の財務諸表等
人づくり・県民生活部	92	・工事成績評定通知書
保健医療介護部	254	・産業廃棄物処理業者に関する文書
福祉労働部	61	・一般競争入札に係る総合評価調書
環境部	110	・公益法人の財務諸表等
商工部	48	・学校法人の財務諸表等
農林水産部	220	・道路の区域変更、供用開始等に係る図面等
県土整備部	453	
建築都市部	126	
会計管理局	2	
小計	1,492	
議		
会	14	・政務活動費の収支報告書
公営企業の管理者	9	・工事等に係る金入り設計書
教育委員会	64	・公益法人の財務諸表等
選挙管理委員会	14	・政治資金収支報告書
人事委員会	6	・職員採用試験に関する文書
監査委員	1	
公安委員会	1	
警察本部長	109	・風俗営業の届出に関する文書
		・工事成績評定通知書
労働委員会	3	・労働組合に関する文書
収用委員会	1	
海区漁業調整委員会	1	
内水面漁場管理委員会		
地方独立行政法人		
公社	55	・工事等に係る金入り設計書
合計	1,770	

図3 実施機関別開示請求状況（構成比）



## (2) 開示請求に対する決定の状況

開示請求件数1, 770件のうち、実施機関が開示決定を行った件数は、却下、取下げの件数156件を除いた1, 614件です(表2)。

また、条例第12条第2項の規定による開示決定等の期間延長を行ったものは34件、条例第13条の規定による開示決定等の特例延長を行ったものは3件ありました(表3)。

表2 実施機関別公文書開示決定状況

実施機関	請求件数	決定の状況				取下げ	処理中
		開示	部分開示	非開示 不存在	却下		
総務部、秘書室	104	59	28	6	4	11	
企画・地域振興部	22	10	11			1	
人づくり・県民生活部	92	15	63	5		9	
保健医療介護部	254	135	86	3	1	29	
福祉労働部	61	15	19	10	3	17	
環境部	110	40	60	6	5	4	
商工部	48	18	18	1	1	11	
農林水産部	220	136	67	8	7	9	
県土整備部	453	361	67	14	14	11	
建築都市部	126	60	40	6	3	19	
会計管理局	2	1	1				
小計	1,492	850	460	59	40	121	
議	14	4	6	2	2	2	
公営企業の管理者	9	6	1	2			
教育委員会	64	26	20	6	1	12	
選挙管理委員会	14	3	7			4	
人事委員会	6		4	1		1	
監査委員	1		1				
公安委員会	1					1	
警察本部長	109	44	42	14	13	8	
労働委員会	3	1		2	2		
収用委員会	1		1				
海区漁業調整委員会	1	1					
内水面漁場管理委員会							
地方独立行政法人							
公社	55	35	15	1	1	4	
合計	1,770	970	557	87	61	153	
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(54.8%)	(31.5%)	(4.9%)	(3.4%)	(8.6%)	(0.0%)



**(4) 公文書開示請求に係る写しの交付枚数及び金額**

写しの交付の内訳としては、白黒が103,676枚で1,036,760円、カラーが2,887枚で86,610円等となっています(表6)。

**表6 公文書開示請求に係る写しの交付枚数及び金額** (単位:枚、円)

区分	交付枚数	金額
白黒(10円)	103,676	1,036,760
カラー(30円)	2,887	86,610
録音カセットテープ(120円)		
ビデオカセットテープ(170円)		
CD-R(80円)	195	15,600
マイクロフィルム(10円)		
その他		
合計	106,758	1,138,970

注1 括弧内の金額は、1枚当たりの金額

注2 「その他」は、A3版を超えるサイズの写し等

**2 審査請求の状況**

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づき、審査請求を行うことができます。

平成30年度は、審査請求が14件ありました(表7)。

表7 審査請求の処理状況

答申番号	審査案件	諮問実施機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定内容
第195号	警察法第79条に基づく苦情の申出の受理業務を警察が法的根拠なく行うことができない根拠に係る文書の非開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	30.4.4	30.8.9	1.9.24	—	—
—	福岡県知事の不作为に対する審査請求	知事	30.4.24	—	—	30.7.30	却下
第193号	審査請求関連文書に係る公文書非開示決定処分に対する審査請求	知事	30.5.11	30.8.9	1.6.24	—	—
—	産業廃棄物処分業に係る許可の条件に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求(平成30年4月11日開示請求分)	知事	30.7.5	30.8.23	—	—	—
—	産業廃棄物処分業に係る許可の条件に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求(平成30年5月16日開示請求分)	知事	30.7.31	30.9.28	—	—	—
—	福岡県知事の不作為に対する審査請求	知事	30.8.14	—	—	30.10.18	却下
第194号	公益通報関連文書に係る公文書部分開示決定処分に対する審査請求	知事	30.8.16	30.12.20	1.6.24	—	—
—	特定事業費補助金に係る住民監査請求に関する文書の非開示決定処分及び部分開示決定処分に対する審査請求	監査委員	30.9.4	30.11.6	—	—	—
—	県道の歩道設置の根拠に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求	知事	30.9.6	30.10.4	—	—	—
—	援助の要求に対する警察職員への派遣に関する文書の非開示決定処分及び部分開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	30.11.23	31.3.22	—	—	—
—	砂防施設でイノシシが脱出不能となったことに関する文書の部分開示決定処分に対する審査請求	知事	30.11.30	31.1.23	—	—	—
—	援助の要求に対する警察職員への派遣に係る公安委員会の記録に関する文書の開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	30.12.25	31.4.4	—	—	—
—	広域緊急援助隊員に支給した給与総額が分かる文書の非開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	31.1.3	1.5.9	—	—	—
—	援助の要求に対して派遣された警察職員の給与等に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求	知事	31.1.13	—	—	31.3.1	却下

(令和元年11月1日現在)

### 3 福岡県情報公開審査会

情報公開審査会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例第24条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

#### (1) 福岡県情報公開審査会の開催状況

平成30年度の審査会の開催状況は、次のとおりです（表8）。

表8 審査会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第16期：第12回審査会 平成30年 4月23日	・審査請求について
第13回審査会 平成30年 5月28日	・審査請求について
第14回審査会 平成30年 6月25日	・審査請求について
第15回審査会 平成30年 7月23日	・審査請求について
第16回審査会 平成30年 8月27日	・審査請求について
第17期：第1回審査会 平成30年 9月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長の選任</li> <li>・会長職務代理者の指名</li> <li>・審査会開催日程の決定</li> <li>・起草委員及び会議録署名委員の順番の決定</li> <li>・審査請求について</li> </ul>
第2回審査会 平成30年10月22日	・審査請求について
第3回審査会 平成30年11月26日	・審査請求について
第4回審査会 平成30年12月25日	・審査請求について
第5回審査会 平成31年 1月28日	・審査請求について
第6回審査会 平成31年 2月25日	・審査請求について
第7回審査会 平成31年 3月25日	・審査請求について

## (2) 福岡県情報公開審査委員会

福岡県情報公開審査会の委員（第17期）は、次のとおりです（表9）。

表9 福岡県情報公開審査委員会名簿（五十音順、現職名は平成31年4月1日現在）

氏名	現職名	役職名	任期
相澤 直子	久留米大学法学部准教授		
坂井 猛	九州大学大学院人間環境学 府・工学部建築学科教授		
谷口 美香	公認会計士		
馬場 明子	元㈱テレビ西日本編成局編成 部専任部長		平成30年9月1日 ～ 令和2年8月31日
三浦 邦俊	弁護士	会長職務 代理者	
柳井 圭子	日本赤十字九州国際看護大学 教授		
吉村 敏幸	弁護士	会長	

## 4 出資法人の情報公開の状況

条例第37条第1項の規定により実施機関が定める出資法人が行う情報公開の状況は、次のとおりです（表10）。

なお、平成30年度は、出資法人が行った開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

表10 出資法人が保有する文書の開示申出の状況

開示申出 の件数	決定の状況			取下げ
	開示	部分開示	非開示	
2	2	0	0	0

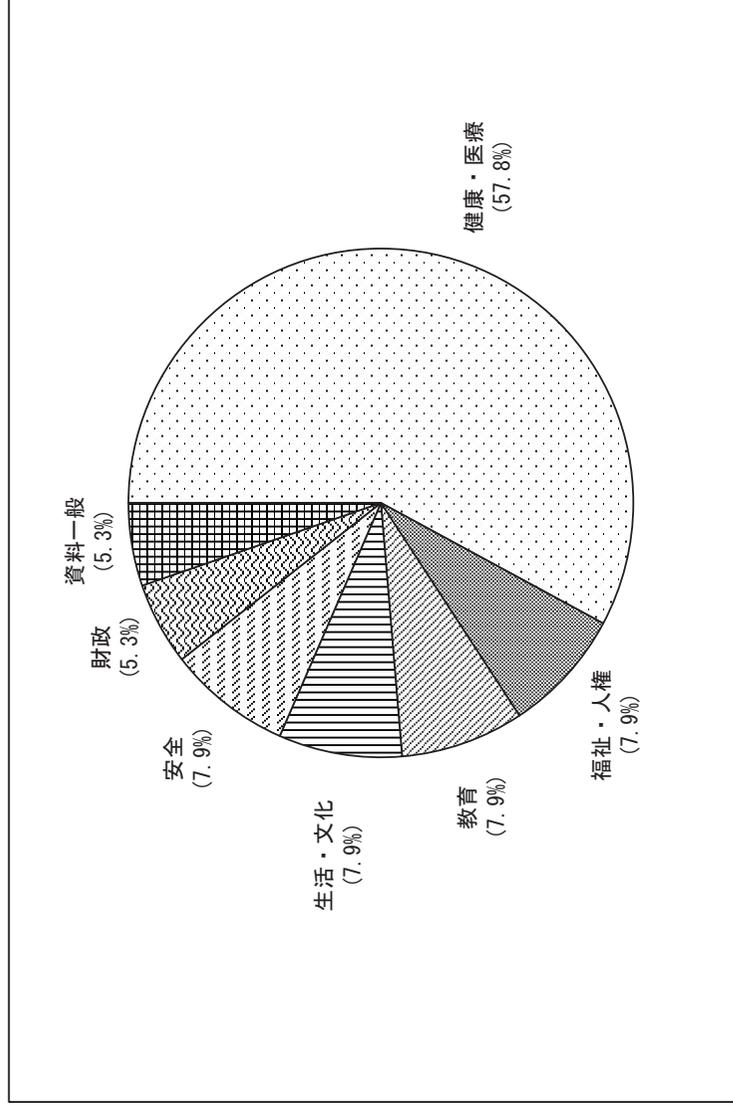


**(2) 利用状況**

平成30年度の県民情報センター及び地区県民情報コーナーの利用状況は次のとおりです（表12、図5）。

**表12 利用状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）**

区分	情報提供（人）	写しの交付（枚）	資料の貸出（冊）
県民情報センター	9,892	31,757	31
北九州	830	4,830	0
筑後	2,752	7,955	0
筑豊	1,799	7,739	7
京築	2,349	1,534	0
計	17,622	53,815	38

**図5 貸出状況の分野別構成比**

注 平成30年度は、総記、自然・土地・人口、行政、政治、経済、余暇・スポーツ、環境保全、労働、運輸・通信、農林・水産、商工、建設、エネルギー資源に関する資料の貸出は、ありませんでした。

**(3) 行政資料の有償頒布制度**

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布しており、「福岡県職員録（平成30年度）」等20種類の行政資料を2,481部頒布しました（表13）。

表13 行政資料有償頒布状況

行政資料名	頒布価格	頒布部数	編集課
郷土のものがたり	500円	3	総務部県民情報広報課
郷土のものがたり その2	700円	3	総務部県民情報広報課
福岡県職員倫理条例・規則の手引	150円	207	総務部人事課
遠賀川水系の自然 -自然観察ガイドシリーズ4-	100円	1	環境部自然環境課
矢部川中流域の自然をみよう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ4-	150円	1	環境部自然環境課
北九州西部の自然を楽しもう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ5-	100円	1	環境部自然環境課
糸島の自然を訪ねよう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ6-	100円	1	環境部自然環境課
筑豊中南部の自然を訪ねよう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ7-	100円	1	環境部自然環境課
福岡県の希少野生生物 -レッドデータブック2001-	1,800円	2	環境部自然環境課
福岡県の貸金事情 (平成27年度)	300円	2	福祉労働部労働局 労働政策課
福岡県の貸金事情 (平成28年度)	350円	1	福祉労働部労働局 労働政策課
福岡県の貸金事情 (平成29年度)	250円	9	福祉労働部労働局 労働政策課
福岡県の貸金事情 (平成30年度)	350円	66	福祉労働部労働局 労働政策課
福岡県職員録 (平成25年度)	800円	1	総務部人事課
福岡県職員録 (平成29年度)	950円	3	総務部人事課
福岡県職員録 (平成30年度)	900円	1,889	総務部人事課
教育便覧 (平成29年度)	300円	11	教育庁総務部総務課
教育便覧 (平成30年度)	300円	84	教育庁教育総務部 総務企画課
若い教師のための教育実践の手引 (平成29年度版)	600円	7	教育庁教育振興部 義務教育課
若い教師のための教育実践の手引 (平成30年度版)	600円	188	教育庁教育振興部 義務教育課

## 第2 福岡県個人情報保護条例の運用状況

### 1 自己情報の開示の状況

#### (1) 文書による開示請求

##### ア 開示請求の状況

平成30年度の文書による自己情報の開示請求の件数は、472件でした(図1)。これを開示請求者別に見ると、県内に住所を有する個人が439件、県外に住所を有する個人が33件となっています(図2)。

また、実施機関別に見ると、警察本部長314件、知事95件等となっています(表1)。

開示請求の主な内容を見ると、警察が作成した相談カードに記載された自己情報、警察が作成した勤務日誌に記載された自己情報、一般選抜入学試験成績に係る自己情報、警察が作成した物件事故報告書に記載された自己情報、警察が作成した犯罪事件受理簿に記載された自己情報等があります。

図1 文書による開示請求件数(平成26～30年度)

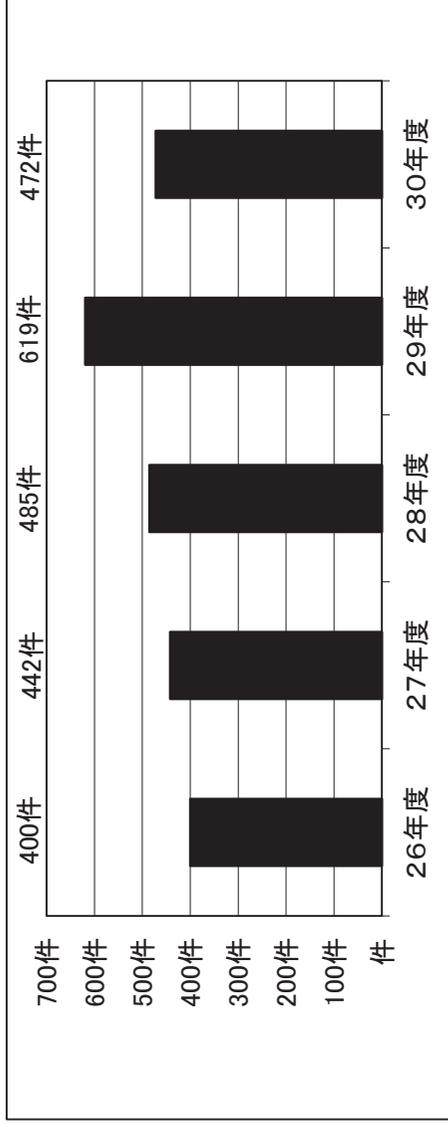


図2 開示請求者別内訳

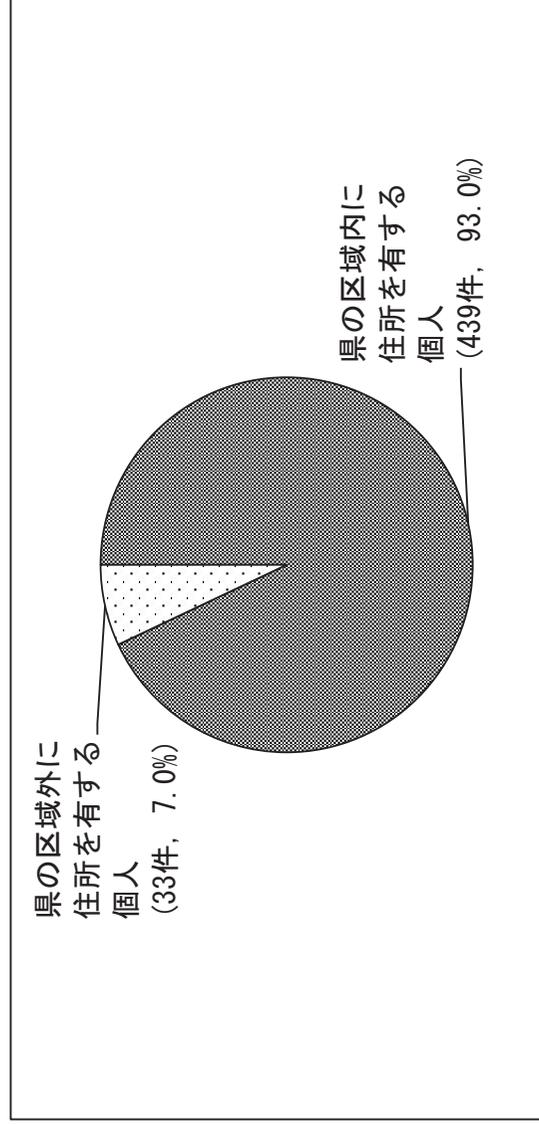


表1 実施機関別文書による自己情報の開示請求状況

実施機関	請求 件数	開示請求の主な内容	
知事	総務部、秘書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種申請書に関する自己情報</li> <li>・身体障害者手帳の申請書等に記載された自己情報</li> <li>・各種相談記録に記載された自己情報</li> </ul>	
	企画・地域振興部		
	人づくり・県民生活部		
	保健医療介護部		
	福祉労働部		
	環境部		
	商工部		
	農林水産部		
	県土整備部		
	建築都市部		
	会計管理局		
	小計		95
	議		
公営企業の管理者			
教育委員会	14	・職員採用試験結果に関する自己情報	
選挙管理委員会			
人事委員会			
監査委員			
公安委員会			
警察本部長	314	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談カードに記載された自己情報</li> <li>・職務日誌に記載された自己情報</li> <li>・物件事故報告書に記載された自己情報</li> <li>・犯罪事件受理簿に記載された自己情報</li> </ul>	
労働委員会			
収用委員会			
海区漁業調整委員会			
内水面漁場管理委員会			
地方独立行政法人	49	・公立大学入学試験結果に関する自己情報	
合計	472		

## イ 開示請求に対する決定の状況

開示請求472件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数7件を除いた465件です（表2）。

表2 実施機関別文書による自己情報の開示請求に対する決定の状況

実施機関	請求 件数	決定の状況			取下げ		
		開示	部分開示	不開示 却下			
知事	総務部、秘書室	9	1	6	2	1	
	企画・地域振興部						
	人づくり・県民生活部						
	保健医療介護部	25	12	10	3	3	
	福祉労働部	50	24	21	4	3	1
	環境部						
	商工部						
	農林水産部	1		1			
	県土整備部	2	1	1			
	建築都市部	8	4	3			1
会計管理局							
小計	95	42	42	9	7	2	
議会							
公営企業の管理者							
教育委員会	14	5	8	1	1		
選挙管理委員会							
人事委員会							
監査委員会							
公安委員会							
警察本部長	314	13	295	1	1	2	3
労働委員会							
収用委員会							
海区漁業調整委員会							
内水面漁場管理委員会							
地方独立行政法人	49	49					
合計 (請求件数に対する比率)	472 (100.0%)	109 (23.1%)	345 (73.1%)	11 (2.3%)	9 (1.9%)	2 (0.4%)	5 (1.1%)

### ウ 不開示事由

不開示と部分開示の決定状況について、条例第14条第1項の第1号から第10号までの主な適用状況を見ると、開示請求者以外の個人に関する情報（第1号）に該当するものが277件、警察職員情報（第6号）に該当するものが293件等となっています（表3）。

**表3 不開示事由の事由別適用件数**

条例第14条第1項各号	適用件数	
	部分開示	不開示
第1号 開示請求者以外の個人に関する情報	277	277
第2号 事業情報	7	7
第3号 審議・検討等情報	3	1
第4号 行政運営情報	144	144
第5号 評価判断情報	24	24
第6号 警察職員情報	293	293
第7号 捜査等情報	34	34
第8号 法令秘情報		
第9号 未成年者等情報	4	1
第10号 会派情報		
計	786	2
		788

注1 重複適用があるため、表2の件数と一致しません。

注2 不存在は除いています。

### エ 個人情報開示請求に係る写しの交付枚数及び金額

写しの交付の内訳としては、白黒が2,433枚で24,330円、カラーが23枚で690円、CD-Rが1枚で80円となっています（表4）。

**表4 個人情報開示請求に係る写しの交付枚数及び金額**（単位：枚、円）

区分	交付枚数	金額
白黒（10円）	2,433	24,330
カラー（30円）	23	690
録音カセットテープ（120円）		
ビデオカセットテープ（170円）		
CD-R（80円）	1	80
マイクロフィルム（10円）		
その他		
合計	2,457	25,100

注1 括弧内の金額は、1枚当たりの金額

注2 「その他」は、A3版を超えるサイズの写し等

## (2) 口頭による開示請求（簡易開示）

### ア 簡易開示の対象となる個人情報

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

実施機関別の対象件数は、知事が19件、教育委員会が7件、人事委員会が5件、警察本部長が15件、地方独立行政法人が18件、合計64件となっています。

### イ 簡易開示の件数

簡易開示の請求件数は、9,910件でした（図3、表5）。

請求件数が最も多かったものは、福岡県立高等学校入学者選抜で、8,032件の請求があり、請求件数全体の約81.0パーセントとなっています。

その他の主な内容は、県職員採用試験関係のものが577件、警察官採用試験関係のものが163件、三公立大学入学試験関係のものが427件等となっています。

図3 口頭による開示請求件数（平成26～30年度）

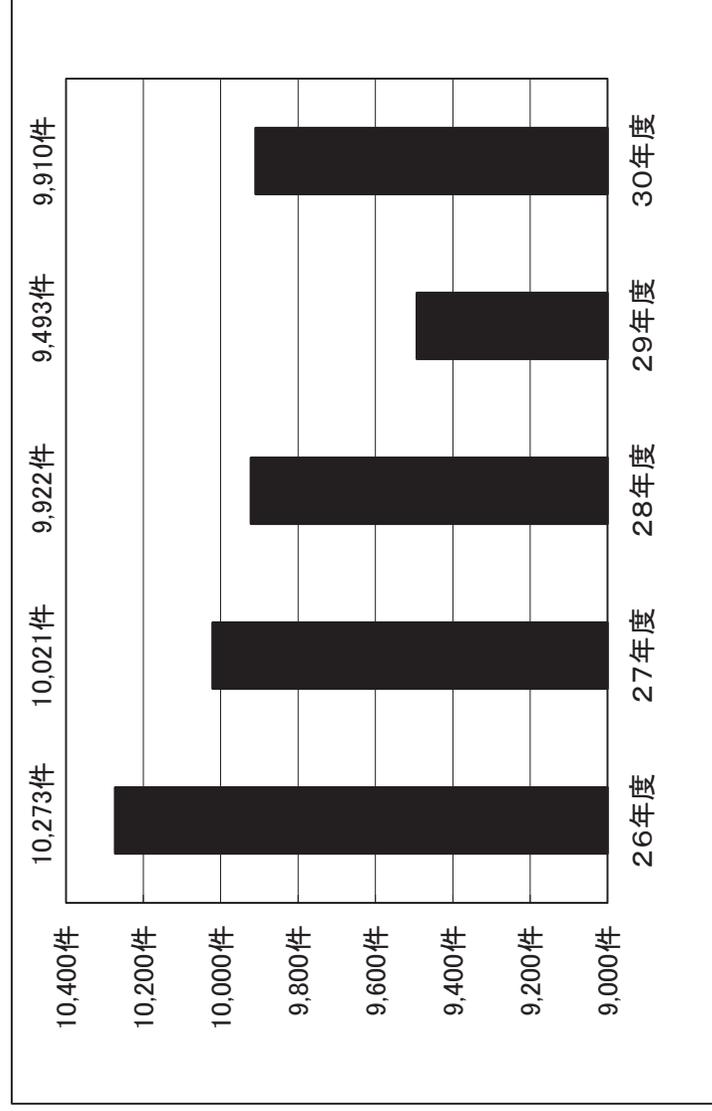


表5 実施機関別簡易開示の件数

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知	クリーニング師試験	4	合否発表の日から1か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	1	
	毒物劇物取扱者試験	2	
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	2	
	職業訓練指導員試験	2	
	福岡県立高等技術専門学校訓練生選考試験	61	
事	福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験	2	合格発表の日から1か月間
	狩猟免許試験	3	
教育委員会	小計	77	合格発表の日(全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日)の翌日から1か月間
	福岡県立高等学校入学者選抜	8,032	
	小計	8,032	
	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	521	
人事委員会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	521	合格発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員採用企業等職務経験者採用試験	32	
	福岡県職員採用選考試験(人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。)	24	
	小計	577	
警察本部長	福岡県警察官A(男性)採用試験	63	合格発表日から1か月間。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表日から1か月間
	福岡県警察官A(女性)採用試験	21	
	福岡県警察官A(武道指導)採用試験	1	
	福岡県警察官B(男性)採用試験	40	
	福岡県警察官B(早期採用男性)採用試験	20	
	福岡県警察官B(女性)採用試験	15	
	福岡県警察官C採用試験	3	
	猟銃等講習考査	199	
	警備員指導教育責任者講習終了考査	174	
	機械警備業務管理者講習終了考査	17	
	警備員等検定学科試験	127	

地 方 独 立 行 政 法 人	警備員等検定実技試験	66	
	駐車監視員資格者講習修了考査	47	
	小計	793	
	九州歯科大学入学者選抜試験	127	4月16日から1か月間
	福岡女子大学学部入学者選抜試験（一般入試）	67	学生募集要項に定める期間
	福岡女子大学学部入学者選抜試験（一般入試以外）	18	
	福岡県立大学入学者選抜試験	153	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	61	
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	1	
	福岡県公立大学法人職員採用試験	4	合格発表の日の翌日から1か月間
	小計	431	
	合計	9,910	

## 2 自己情報の訂正の状況

自己情報の訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときに、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができるものです。

平成30年度は、5件の自己情報の訂正請求がありました。

## 3 自己情報の利用停止の状況

自己情報の利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報又は特定個人情報、収集の制限等（条例第3条）、個人情報の利用及び提供の制限（条例第5条）、特定個人情報の利用の制限（条例第5条の2）又は特定個人情報の提供の制限（条例第5条の3）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときに、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成30年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

## 4 審査請求の状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求を行うことができます。

平成30年度は、審査請求が14件ありました（表6）。

表6 審査請求の状況

答申番号	審査案件	諮問実施機関	審査請求 年月日	個人情報保護審議会		実施機関の裁決	
				諮問年月日	答申年月日	年月日	内容
第66号	福岡県精神医療審査会の会議資料に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求(30.4.9請求分)	知事	30.4.14	30.5.25	1.9.19	—	—
—	退院請求ホットライン受付簿に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求(30.4.9請求分) ほか2件	知事	30.4.14	30.5.25	—	—	—
第47号	精神医療審査会に関する資料に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求	知事	30.4.21	30.6.22	31.2.21	31.3.27	一部認容
第55号	福岡県個人情報保護審議会の議事録に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求(30.4.12請求分)	知事	30.5.8	30.8.3	1.9.19	—	—
—	八幡厚生病院等とやりとりした内容の記録に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求(30.4.25請求分) ほか1件	知事	30.5.30	30.7.4	—	—	—
—	福岡県弁護士会とやりとりした内容の記録に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求(30.7.1請求分) ほか1件	知事	30.7.26	30.9.10	—	—	—
—	審査請求対応文書に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求	知事	30.7.31	30.10.18	—	—	—
—	犯罪事件受理簿に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	30.10.11	31.2.7	—	—	—
—	パワハラ問題の報告文書に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求	知事	30.12.18	31.2.19	—	—	—
—	パワハラ問題の聴き取り調査に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求	知事	30.12.21	31.2.19	—	—	—

(令和元年11月1日現在)

## 5 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条の規定により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成30年度は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、1件の苦情相談がありました。

## 6 福岡県個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

審議会には、次の部会を置いています。

- ・ 第一部会（審査請求部会）  
審査請求事案の審査に関する事項を所掌する。
- ・ 第二部会（住基法・番号利用法部会）  
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本人確認情報の保護に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を所掌する。

### (1) 福岡県個人情報保護審議会の開催状況

平成30年度の審議会の開催状況は、次のとおりです（表7、表8）。

表7 審議会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第14期：第1回審議会 平成30年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長の選任について</li> <li>・ 会長職務代理者の指名について</li> <li>・ 部会の委員の指名について</li> <li>・ 部会長の選任について</li> <li>・ 部会長職務代理者の指名について</li> </ul>
第2回審議会 平成30年8月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報提供制限に関する例外事項について</li> </ul>

表8 第一部会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第13期：第16回第一部会 平成30年4月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求について</li> </ul>
第14期：第1回第一部会 平成30年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求について</li> </ul>
第2回第一部会 平成30年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求について</li> </ul>
第3回第一部会 平成30年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求について</li> </ul>
第4回第一部会 平成30年8月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求について</li> </ul>
第5回第一部会 平成30年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求について</li> </ul>
第6回第一部会 平成30年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求について</li> </ul>
第7回第一部会 平成30年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求について</li> </ul>
第8回第一部会 平成30年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求について</li> </ul>

第9回第一部会 平成31年1月24日	・審査請求について
第10回第一部会 平成31年2月21日	・審査請求について
第11回第一部会 平成31年3月28日	・審査請求について

## (2) 諮問及び答申

平成30年度は、個人情報提供制限に関する例外事項に係る諮問が1件あり、答申がなされました(表9)。また、審査請求事案に係る諮問が14件あり、うち3件について答申がなされ、11件について審査中です(表6)。

**表9 個人情報保護審議会の答申** (審査請求事案に関する答申は表6参照)

件名	諮問実施機関	諮問年月日	答申年月日
個人情報の提供の制限に関する例外について	知事 (福祉労働部)	30. 7. 26	30. 8. 23

## (3) 福岡県個人情報保護審議会委員

福岡県個人情報保護審議会の委員（第14期）は、次のとおりです（表10）。委員の任期は2年となっています。

表10 福岡県個人情報保護審議会委員名簿（五十音順、現職名は平成31年4月1日現在）

氏名	現職名	役職名	任期
江島 玲子	(株) ビズネット消費生活アドバイザー		
小林 登	弁護士	会長	
櫻井 幸一	九州大学大学院システム情報科学研究 院教授		
佐々木 久美子	(株) グループワーズ代表取締役会長		平成30年5月13日 ～ 令和2年5月12日
永井 ケイ子	福岡県民生委員児童委員協議会理事 うきは市民生委員児童委員協議会会長		
村上 英明	福岡大学法科大学院教授	会長職務 代理者	
森 咲子	(株) 咲ら化粧品代表取締役		
山元 規靖	福岡工業大学情報工学部情報通信工学 科教授		

**7 個人情報取扱事務の登録状況**

実施機関は、福岡県個人情報保護条例第10条の規定により、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないとされています。

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するものをいいます。

個人情報取扱事務登録簿は、県ホームページ並びに県民情報センター及び地区県民情報コーナーにおいて公表しています。

平成30年度の個人情報取扱事務の登録件数は、2,013件でした(表11)。

**表11 平成30年度個人情報取扱事務の登録件数(実施機関別)**

実施機関	事務の区分及び件数				合計
	固有事務 (本庁)	固有事務 (出先機関)	出先機関 共通事務	全庁 共通事務	
総務部、秘書室	107	11	19	10	147
企画・地域振興部	73		1		74
人づくり・県民生活部	106	5	1	1	113
保健医療介護部	179	26	145		350
福祉労働部	146	17	55		218
環境部	76		26		102
商工部	50	16	12		78
農林水産部	168	33	64		265
県土整備部	32	6	43		81
建築都市部	102	23	20		145
会計管理局	5				5
小計	1,044	137	386	11	1,578
議会	13				13
公営企業の管理者	2				2
教育委員会	82	49	76	7	214
選挙管理委員会	6				6
人事委員会	9			4	13
監査委員	3				3
公安委員会	6				6
警察本部長	130				130
労働委員会	9				9
収用委員会	1				1
海区漁業調整委員会					
内水面漁場管理委員会					
地方独立行政法人	38				38
合計	1,343	186	462	22	2,013

注 固有事務：各所属において固有に処理する個人情報取扱事務

出先機関共通事務：各部署の同種の出先機関において共通して処理する個人情報取扱事務

全庁共通事務：全庁において共通して処理する個人情報取扱事務

(資料)簡易開示一覧表(平成31年3月31日現在)

《知事》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県職員(労務職員を 除く。)採用選考試験	総合ランク(不合格者に 係るものに限る。)	合格発表日の日か ら1か月間	総務部人事課	閲覧
福岡県職員(労務職員) 採用選考試験		合格発表の日か ら1か月間		
クリーニング師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日か ら1か月間	保健医療介護部生 活衛生課	保健医療介護部医 療指導課
製菓衛生師試験				
福岡県ふぐ処理師試験				保健医療介護部薬 務課
福岡県准看護師試験				
毒物劇物取扱者試験				保健医療介護部高 齢者地域包括ケア 推進課
登録販売者試験	試験項目別得点及び総合 得点	合格発表の日か ら1か月間		
福岡県介護支援専門員 実務研修受講試験	分野別得点及び総合得点	合格発表の日か ら1か月間	保健医療介護部高 齢者地域包括ケア 推進課	福祉労働部労働局 職業能力開発課
技能検定試験	科目別得点	合格発表の日か ら1年間	福祉労働部労働局 職業能力開発課	
職業訓練指導員試験		合格発表の日か ら1か月間		福祉労働部労働局 職業能力開発課(福 岡県立福岡高等技 術専門学校との共同 管理で実施する訓 練に係る。)及び各高 等技術専門学校
福岡県立高等技術専門 校訓練生選考試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日か ら1か月間	福岡県立福岡高等技 術専門学校との共同 管理で実施する訓 練に係る。)及び各高 等技術専門学校	
福岡県障害者職業能力 開発校入校選考試験				福岡障害者職業能 力開発校
狩猟免許試験	科目別得点及び適性試験 の適否	合格発表の日か ら1か月間	各農林事務所	
採石業務管理者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日か ら1か月間	商工部工業保安課	農林水産部食の安 全・地産地消課
砂利採取業務主任者試 験				
農業指導士認定試験	得点			農林水産部畜産課 及び各家畜保健衛 生所
家畜人工授精講習会修 業試験	科目別得点及び総合得点			
福岡県農業大学校入学 試験(一般)	総合得点	2次試験合否発 表の日から1か 月間	福岡県農業大学校	

《教育委員会》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県教育委員会労務職員採用選考試験	第 1 次試験及び第 2 次試験についての総合ランク（いずれも不合格者に係るものに限る。）	合否通知を発送した日の翌日から 1 か月間	福岡県教育庁教育総務部総務企画課	閲覧
福岡県教育委員会職員採用選考試験			福岡県教育庁教育総務部教職員課	
福岡県公立学校教員採用候補者選考試験（小学校教員、中学校教員、高等学校教員、養護教員）				
福岡県公立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考試験				
福岡県立高等学校入学者選抜	学力検査の教科別得点及び総合得点	合格発表の日（全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日）の翌日から 1 か月間	各県立高等学校	
福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	検査の総合評価	入学者決定結果通知を発送した日の翌日から 1 か月間	県立中等教育学校及び各県立中学校	
福岡県立特別支援学校高等部入学者選考	学力検査の教科別得点及び総合得点	合格発表の日の翌日から 1 か月間	各県立特別支援学校	

《人事委員会》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県職員採用 I 類試験	第 1 次試験の順位、総合得点及び試験種目別得点	合格発表日の翌日から 3 か月間	福岡県人事委員会事務局	交付
福岡県職員採用 II 類試験				
福岡県職員採用 III 類試験	第 2 次試験の順位、総合得点、試験種目別得点			
福岡県職員民間企業等職務経歴者採用試験				
福岡県職員採用選考試験（人事委員会が実施する職員採用選考試験に係るものに限る。）				

《警察本部長》

開示の対象となる試験又は考査	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県警察官A(男性)採用試験	順位、総合得点及び試験種目別の得点又は可否	合格発表日から1か月間。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表日から1か月間	総務部総務課情報公開室	閲覧
福岡県警察官A(女性)採用試験				
福岡県警察官A(武道指導)採用試験				
福岡県警察官B(男性)採用試験				
福岡県警察官B(早期採用男性)採用試験				
福岡県警察官B(女性)採用試験				
福岡県警察官B(武道指導)採用試験				
福岡県警察官C採用試験				
猟銃等講習考査	得点	合否発表の日から1か月間	考査実施場所又は生活安全部生活保安課 福岡県警察警備員教育センター又は生活安全部生活保安課	交付
警備員指導教育責任者講習修了考査				
機械警備業務管理者講習修了考査				
警備員等検定学科試験				
警備員等検定実技試験				
駐車監視員資格者講習修了考査				
駐車監視員資格者認定考査			考査実施場所又は交通部交通指導課	

## 《九州歯科大学》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
九州歯科大学入学選抜試験	大学入試センター試験の科目別得点(合否判定の対象となった科目に限る。)及び個別学力検査の科目別得点並びに総合得点	4月16日から1か月間	九州歯科大学学務部	閲覧
九州歯科大学アドミッション・オフィスの入学試験	大学入試センター試験の科目別得点(合否判定の対象となった科目に限る。)及び個別学力試験の科目別得点	合格発表の日から1か月間		
九州歯科大学大学院入学選抜試験	全科目の成績			
福岡県公立大学法人職員採用試験	第1次試験：順位、得点 第2次試験：順位、総合得点及び試験種目別得点	合格発表の日から1か月間	九州歯科大学経営管理部	

## 《福岡女子大学》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡女子大学学部入学選抜試験(一般入試)	大学入試センター試験の合格点(本学配点による換算点)及び個別学力検査の科目別得点並びに総合得点	学生募集要項に定める期間	福岡女子大学学務部	閲覧
福岡女子大学学部入学選抜試験(一般入試以外)	総合得点			
福岡女子大学大学院入学選抜試験	全科目の成績			
福岡県公立大学法人職員採用試験	第1次試験：順位、得点 第2次試験：順位、総合得点及び試験種目別得点	合格発表の翌日から1か月間	福岡女子大学経営管理部	

## 《福岡県立大学》

開示の対象となる 試験又は選考	開示の対象となる 個人情報	開示期間	開示場所	開示 方法
福岡県立大学入学者選抜 試験	大学入試センター試験の 科目別得点(合否判定の対 象となった科目に限る。) 及び個別学力検査の科目 別得点並びに総合得点	4月16日から1 か月間	福岡県立大学学務 部	閲覧
福岡県立大学推薦入学試 験	科目別得点、総合得点及び 面接評価			
福岡県立大学社会人特別 選抜試験				
福岡県立大学国外就学経 験者特別選抜試験				
福岡県立大学私費外国人 留学生特別選抜試験				
福岡県立大学人間社会学 部転・編入学試験				
福岡県立大学看護学部編 入学試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日の翌 月の1日から1か 月間		
福岡県立大学大学院入学 者選抜試験	科目別得点、総合得点及び 面接評価			
福岡県立大学認定看護師 教育課程入学試験	科目別得点及び総合得点			
福岡県公立大学法人職員 採用試験	第1次試験：順位、得点 第2次試験：順位、総合得 点及び試験種目別得点	合格発表の日の翌 日から1か月間	福岡県立大学経営 管理部	

---

**公告**

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小川 洋

## 1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 メチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3－フェニルプロパノアート及びその塩類
- (2) 化学名 2－（ブチルアミノ）－1－（4－クロロフェニル）プロパン－1－オン及びその塩類
- (3) 化学名 3－〔1－（エチルアミノ）シクロヘキシル〕フェノール及びその塩類

## 2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第81号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

## 3 失効年月日

令和元年12月27日

## 4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

---

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで建築士法の規定により知事が定める受験資格（平成21年福岡県告示第169号）の全部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に

掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和元年12月27日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

国土交通省が意見公募手続をとった上で一級建築士に対して定めた受験資格の内容を、知事が免許権者である二級建築士及び木造建築士にも同様に取り扱えるように規定しようとするものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 告示の公布日

令和元年12月27日

---

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで建築士法の規定により知事が定める免許登録要件（令和元年福岡県告示第538号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和元年12月27日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

国土交通省が意見公募手続をとった上で一級建築士に対して定めた免許登録要件を、知事が免許権者である二級建築士及び木造建築士にも同様に取り扱えるように規定しようとするものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 告示の公布日

令和元年12月27日

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市津島字権ヶ鼻409番3、409番18から409番21まで、414番1、414番3から414番12まで、423番1、423番5から423番7まで、425番6、425番7、426番1、426番6から426番14まで、430番1、430番2及び430番8から430番15まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市伊岐須680番地の2  
有限会社デンエンビル  
代表取締役 坂本 龍夫

公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間案について、次のとおり意見を募集します。

令和元年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和元年12月27日から令和2年2月4日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部農村森林整備課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市一本町5番2、5番5から5番29まで、5番34から5番36まで及び5番38から5番42まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市日出町三丁目46番1  
スマイルホーム株式会社  
代表取締役 今村 成剛

教育委員会

福岡県教育委員会告示第6号

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成17年3月福岡県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、令和2年1月1日以後に合否又は結果を発表する試験又は選考から適用する。

令和元年12月27日

福岡県教育委員会

1の表中

福岡県公立学校教員採用候補者選考試験	〃	〃	福岡県教育庁教育総務部教職員課	〃	を
--------------------	---	---	-----------------	---	---

福岡県公立学校教員採用候補者選考試験	第1次試験及び第2次試験についての各試験内容の得点及び評価（いずれも不合格者に係るものに限る。）	〃	福岡県教育庁教育総務部教職員課	〃	に
--------------------	--	---	-----------------	---	---

改め、同表備考を次のように改める。

備考 開示期間の初日又は末日が、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に定める県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもって当該開示期間の開始又は終了の日とする。

# 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第299号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和元年12月27日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所

#### (1) 講習会の日時

令和2年2月21日（金） 午前10時から午後5時までの間

#### (2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地29 飯塚警察署 会議室

#### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

### 2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

### 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

## 福岡県公安委員会告示第300号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和元年12月27日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和2年2月7日（金） 午後1時30分～午後4時30分	八女市本町602番地1 おりなす八女 交流室A	八女警察署
令和2年2月12日（水） 午後1時30分～午後4時30分	宗像市東郷1丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署
令和2年2月20日（木） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署
令和2年2月24日（月） 午後1時30分～午後4時30分	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署

### 2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

### 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

### 福岡県公安委員会告示第301号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和元年12月27日

福岡県公安委員会

#### 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和2年3月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和2年3月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和2年3月19日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

#### 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和2年3月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

#### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立照合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

## 海区漁業調整委員会

### 筑前海区漁業調整委員会指示第190号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

令和元年12月27日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

#### 1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

#### 2 指示の適用海域

##### (1) A海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点  
ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島白島灯台

(2) B海域

A海域を除く海域。

3 指示の内容

集魚灯に使用するLED灯については、LED灯の消費電力に5を乗じた値を「LED取扱電力」とする。

(1) A海域において、集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が10キロワットを超えてはならない。

(2) B海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内とする。

ウ 放電灯装着用ソケット数は15個から、LED取扱電力を3で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B海域において、点灯できる集魚灯は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が45キロワット以内とする。

4 指示期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

雑 報

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2336回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円  
1組10万通 20組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和2年4月1日から  
令和2年4月21日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 84,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,625,990円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 17,460,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和2年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2337回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和2年4月1日から

令和2年4月28日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 285,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 57,439,800円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 35,340,000円
- 9 受託申請期限 令和2年1月17日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2338回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和2年4月15日から  
令和2年5月7日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 190,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 37,092,000円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 23,560,000円
- 9 受託申請期限 令和2年1月17日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2339回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和2年4月22日から  
令和2年5月12日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 115,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,904,390円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 26,190,000円
- 9 受託申請期限 令和2年1月17日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請

されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2340回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和2年5月13日から  
令和2年6月2日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 120,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,426,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 26,190,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和2年1月17日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2341回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 700,000,000円  
350万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和2年5月20日から  
令和2年6月16日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 332,500,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 67,047,750円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 41,230,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和2年1月17日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2342回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和2年6月6日から  
令和2年6月23日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 224,900,000円  
6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 46,269,190円  
8 その他発売経費 発売総額に対し 38,350,000円  
9 受託申請期限 令和2年1月17日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2343回西日本宝くじ  
2 発売総額及び通数 400,000,000円  
1組10万通 40組  
3 証券金額 1枚 100円  
4 発売期間 令和2年6月10日から  
令和2年6月30日まで  
5 当せん金の総額 発売総額に対し 167,900,000円  
6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 41,424,790円  
8 その他発売経費 発売総額に対し 34,920,000円

- 9 受託申請期限 令和2年1月17日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2344回西日本宝くじ  
2 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通  
3 証券金額 1枚 200円  
4 発売期間 令和2年6月17日から  
令和2年7月13日まで  
5 当せん金の総額 発売総額に対し 190,000,000円  
6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 38,284,400円  
8 その他発売経費 発売総額に対し 23,560,000円  
9 受託申請期限 令和2年1月17日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長  
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2345回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和2年6月24日から  
令和2年7月21日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 285,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 55,704,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 35,340,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和2年1月17日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長  
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2346回西日本宝くじ

- 2 発売総額及び通数 200,000,000円  
1組10万通 20組
- 3 証 票 金 額 1 枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和2年7月22日から  
令和2年8月11日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 83,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,623,790円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 17,460,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和2年1月17日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長  
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2347回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和2年7月22日から  
令和2年8月18日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 285,000,000円

- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 57,469,500円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 35,340,000円
- 9 受託申請期限 令和2年1月17日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2348回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和2年8月15日から  
令和2年9月8日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 190,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 38,324,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 23,560,000円
- 9 受託申請期限 令和2年1月17日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2349回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 700,000,000円  
1組10万通 35組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和2年8月15日から  
令和2年9月8日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 288,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 64,764,040円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 53,690,000円
- 9 受託申請期限 令和2年1月17日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2350回西日本宝くじ
  - 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
1組10万通 30組
  - 3 証票金額 1枚 100円
  - 4 発売期間 令和2年8月19日から  
令和2年9月8日まで
  - 5 当せん金の総額 発売総額に対し 125,900,000円
  - 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
  - 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 31,135,390円
  - 8 その他発売経費 発売総額に対し 26,190,000円
  - 9 受託申請期限 令和2年1月17日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2351回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円

1組10万通 30組

- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和2年9月9日から  
令和2年9月22日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 247,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 55,258,390円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 46,020,000円
- 9 受託申請期限 令和2年1月17日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2352回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和2年9月9日から  
令和2年10月6日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 237,500,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

## の事務

## 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 46,304,500円

## 8 その他発売経費 発売総額に対し 29,450,000円

## 9 受託申請期限 令和2年1月17日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

## 1 名称 第2353回西日本宝くじ

## 2 発売総額及び通数 200,000,000円

1組10万通 20組

## 3 証券金額 1枚 100円

## 4 発売期間 令和2年9月30日から

令和2年10月20日まで

## 5 当せん金の総額 発売総額に対し 85,900,000円

## 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

## 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,625,990円

## 8 その他発売経費 発売総額に対し 17,460,000円

## 9 受託申請期限 令和2年1月17日